

令和 4 年 第 1 回  
霧 島 市 議 会 定 例 会  
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

## 目 次

議案第 2 号	霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 3 号	霧島市税条例の一部改正について	・・・ 2
議案第 4 号	霧島市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・ 3
議案第 5 号	霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 11
議案第 6 号	霧島市交通災害共済条例の一部改正について	・・・ 12
議案第 7 号	霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について	・・・ 13
議案第 8 号	霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	・・・ 13
議案第 9 号	霧島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	・・・ 15
議案第 1 0 号	霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 15

議案第2号 霧島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年霧島市条例第56号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(削る)</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第23条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u> 採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(新設)</p>

<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

議案第3号 霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部改正について

改正後	改正前
<p><u>(現所有者の申告)</u></p> <p>第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により _____ 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>



第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13,930円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13,930円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の

区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,120円

(イ) 特定世帯 7,560円

(ウ) 特定継続世帯 11,340円

ウ～カ 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,800円

(イ) 特定世帯 5,400円

(ウ) 特定継続世帯 8,100円

ウ～カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,320円

(イ) 特定世帯 2,160円

(ウ) 特定継続世帯 3,240円

区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,120円

(イ) 特定世帯 7,560円

(ウ) 特定継続世帯 11,340円

ウ～カ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,800円

(イ) 特定世帯 5,400円

(ウ) 特定継続世帯 8,100円

ウ～カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,320円

(イ) 特定世帯 2,160円

(ウ) 特定継続世帯 3,240円

ウ～カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,985円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,975円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,950円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,125円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,750円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

附 則

ウ～カ 略

(新設)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条 第1号の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条 第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）　」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における**第23条第1項**の規定の適用については、同条中「**法第703条の5第1項**」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「**法第703条の5第1項**」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における**第23条**の規定の適用については、同条中「**法第703条の5**」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「**法第703条の5**」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。



第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び**第23条第1項**において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第23条第1項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び**第23条第1項**において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林

第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び**第23条**において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第23条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び**第23条**において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林

所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第23条第1項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の金額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第23条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の金額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

議案第5号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第127号）の一部改正について

改正後				改正前			
<p>(使用制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p><b>2</b> 練習等でプールを専用使用する場合は、引き続き2日を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>				<p>(使用制限)</p> <p>第6条 <b>国分総合プール内ふれあい温泉センターの使用対象者は、高齢者（65歳以上の者をいう。）とする。</b></p> <p><b>2</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。</p> <p><b>3</b> 練習等でプールを専用使用する場合は、引き続き2日を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
国分総合プール				国分総合プール			
施設		内容		施設		内容	
屋内プール		(略)		屋内プール		(略)	
屋外プール		(略)		屋外プール		(略)	
				<b>ふれあい温泉センター</b>			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
1 使用時間				1 使用時間			
(1) 略				(1) 略			
(2) 国分総合プール				(2) 国分総合プール			
施設名	使用時間		使用者の1回の使用時間区分	施設名	使用時間		使用者の1回の使用時間区分
	区分	時間			区分	時間	
屋内プール	(略)			屋内プール	(略)		
屋外プール	(略)			屋外プール	(略)		
				<b>ふれあい温泉個人センター</b>	<b>午前10時から午後6時まで</b>		<b>1回 2時間以内</b>

別表第3（第8条、第15条関係）

区分		基本使用料			
		国分総合プー ル	横川温水プー ル	隼人温水プー ル	隼人健康温水 プール
専用使用	(略)				
個人使用	(略)				

別表第3（第8条、第15条関係）

区分		基本使用料			
		国分総合プー ル	横川温水プー ル	隼人温水プー ル	隼人健康温水 プール
専用使用	(略)				
個人使用	(略)				
<u>ふれあい温泉センター</u>		210円—			

## 議案第6号 霧島市交通災害共済条例（平成17年霧島市条例第189号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(共済加入申込み)</p> <p>第7条 共済に加入しようとする者は、共済加入申込書により市長に申し込まなければならない。この場合において、<u>18歳未満</u>の者にあつては親権者又は法定代理人がこれを行うものとする。</p> <p>(見舞金の受給権者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 加入者が <u>18歳未満</u>の者であるときの受給権者は、親権者又は法定代理人とする。</p>	<p>(共済加入申込み)</p> <p>第7条 共済に加入しようとする者は、共済加入申込書により市長に申し込まなければならない。この場合において、<u>20歳未満</u>の者にあつては親権者又は法定代理人がこれを行うものとする。</p> <p>(見舞金の受給権者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 加入者が <u>20歳未満</u>の者であるときの受給権者は、親権者又は法定代理人とする。</p>

議案第7号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例（平成17年霧島市条例第283号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
負担区の名称	区域	単位負担金額	負担区の名称	区域	単位負担金額
国分隼人第1負担区	第1期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円	国分隼人第1負担区	第1期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円
国分隼人第2負担区	第2期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円	国分隼人第2負担区	第2期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円
国分隼人第3負担区	第3期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円	国分隼人第3負担区	第3期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円
国分隼人第4負担区	第4期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円	国分隼人第4負担区	第4期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円
国分隼人第5負担区	第5期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円	国分隼人第5負担区	第5期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円
<b>国分隼人第6負担区</b>	<b>第6期事業認可区域に属する</b>	<b>1平方メートル当たり430円</b>	国分隼人第5負担区	第5期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円
牧園第1負担区	第1期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり220円	牧園第1負担区	第1期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり220円

議案第8号 霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年霧島市条例第293号）の一部改正について

改正後			改正前													
<p>（服務規律）</p> <p>第8条 団員は、団長又は方面隊長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>（報酬）</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p> <p><b>2</b> 団員には、次により<u>年額報酬</u>を支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><b>3</b> 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により出勤報酬を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>報酬額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模災害出勤</td> <td>8,000円／1日</td> <td>1日は7時間45分以内とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の出勤</td> <td>5,000円／1回</td> <td rowspan="2">1回は7時間45分以内とする。</td> </tr> <tr> <td>訓練、会議等</td> <td>4,000円／1回</td> </tr> </tbody> </table>			種別	報酬額	摘要	大規模災害出勤	8,000円／1日	1日は7時間45分以内とする。	上記以外の出勤	5,000円／1回	1回は7時間45分以内とする。	訓練、会議等	4,000円／1回	<p>（服務規律）</p> <p>第8条 団員は、団長又は方面隊長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。</p> <p>（報酬）</p> <p>第12条 団員には、次により<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>		
種別	報酬額	摘要														
大規模災害出勤	8,000円／1日	1日は7時間45分以内とする。														
上記以外の出勤	5,000円／1回	1回は7時間45分以内とする。														
訓練、会議等	4,000円／1回															

- 4 消防ポンプ自動車及び可搬動力ポンプ積載車を運転する正副機関員に対する報酬は、前2項に掲げる額に年額3万6,000円を加えた額とする。
- 5 年額報酬は、年の中途において新たに団員となった者又は退職した者には、月割計算によって支給する。ただし、当該在職期間が1月に満たない場合又は1月未満の端数がある場合は、年額を月額に換算して、当該額に当該月に勤務した日数を乗じ、当該月の日数で除して得た額とする。
- 6 前項ただし書の規定により計算して得た額に端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 7 年額報酬は、毎年度10月及び4月の2回に分けて支給する。ただし、年度の中途において退職した者には、その退職した月に支給する。
- 8 年度の中途において階級の異動があった者に対する年額報酬の支給については、当該階級の異動があった日の属する月の翌月から新階級による年額報酬を支給する。ただし、階級の異動があった日が月の初日であるときは、その日の属する月から新階級による年額報酬を支給する。
- 9 出勤報酬は、毎年度7月、9月、11月、1月、3月及び5月の6回に分けて支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合の費用弁償は、霧島市職員の例による。この場合、区分は、団長、副団長、方面隊長及び方面副隊長は副市長及び教育長の区分欄を、その他の団員は上記以外の職員の区分欄を適用する。

- 2 消防ポンプ自動車及び可搬動力ポンプ積載車を運転する正副機関員に対する報酬は、前項に掲げる額に年額3万6,000円を加えた額とする。
- 3 報酬は、年の中途において新たに団員となった者又は退職した者には、月割計算によって支給する。ただし、当該在職期間が1月に満たない場合又は1月未満の端数がある場合は、年額を月額に換算して、当該額に当該月に勤務した日数を乗じ、当該月の日数で除して得た額とする。
- 4 前項ただし書の規定により計算して得た額に端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 報酬は、毎年度9月及び3月の2回に分けて支給する。ただし、年度の中途において退職した者には、その退職した月に支給する。
- 6 年度の中途において階級の異動があった者に対する年額による報酬の支給については、当該階級の異動があった日の属する月の翌月から新階級による報酬を支給する。ただし、階級の異動があった日が月の初日であるときは、その日の属する月から新階級による報酬を支給する。

(新設)

(費用弁償)

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、下表のとおり費用弁償を支給する。この場合において、支給単位は、出勤1回当たりとする。

種別	費用弁償額(1回につき)	摘要
災害出勤	5,000円	ただし、8時間を超える災害については、2回分とする。
訓練、会議等	4,000円	

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合の費用弁償は、霧島市職員の例による。この場合、区分は、団長、副団長、方面隊長及び方面副隊長は副市長及び教育長の区分欄を、その他の団員は上記以外の職員の区分欄を適用する。

議案第9号 霧島市消防団員等公務災害補償条例（平成17年霧島市条例第294号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

議案第10号 霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年霧島市条例第29号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(入居資格)</p> <p>第4条 住宅に入居することができる者は、電源地域に立地している企業へ就業している単身の従業員で、かつ、<u>市税を滞納していない者</u>とする。ただし、入居後企業へ就業している単身の従業員でなくなった場合、退居するものとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 使用料は、毎月末日（12月分にあつては、翌年の1月4日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 入居者が第16条に規定する手続を経ないで、住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず市長が明渡しの日を決定し、その日までの使用料を徴収する。</p> <p>(督促)</p> <p>第12条 <u>家賃又は入居者負担額を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u></p> <p><u>2 督促を受けた入居者は、前項の規定により指定された期限までに当該家賃又は入居者負担額に督促手数料を添えて納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 督促手数料の金額は、100円とする。</u></p>	<p>(入居資格)</p> <p>第4条 住宅に入居することができる者は、電源地域に立地している企業へ就業している単身の従業員_____とする。ただし、入居後企業へ就業している単身の従業員でなくなった場合、退居するものとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>2 使用料は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>3 略</p> <p>4 入居者が第15条に規定する手続を経ないで、住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず市長が明渡しの日を決定し、その日までの使用料を徴収する。</p> <p>(新設)</p>

(敷金等)

**第13条** 略

(修繕費用の負担)

**第14条** 略

(入居者の費用負担義務)

**第15条** 略

(入居者の保管義務等)

**第16条** 略

2～4 略

5 入居者は、当該住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長が特別な事由があると認めて承認したときは、この限りではない。

6 市長は、前項の承認をするに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときに当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべき旨の条件を付するものとする。

7 入居者は、第5項ただし書の承認を得ずに当該住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

**第17条** 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(住宅不使用届)

**第18条** 入居者は、当該住宅を引き続き1月以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。

(住宅の明渡し請求)

**第19条** 略

(1)～(3) 略

(4) 正当な理由によらないで**第21条**第1項の規定に基づく住宅の立入検査を拒んだとき。

(5) 正当な理由によらないで1月以上住宅を使用しないとき。

(6) 第16条から第18条までの規定に違反したとき。

(7) 略

2 略

(敷金等)

**第12条** 略

(修繕費用の負担)

**第13条** 略

(入居者の費用負担義務)

**第14条** 略

(入居者の保管義務)

**第15条** 略

2～4 略

5 入居者は、当該住宅を模様替えし、又は増築してはならない

(新設)

(新設)

(新設)

(住宅不使用届)

**第16条** 入居者は、当該住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。

(住宅の明渡し請求)

**第17条** 略

(1)～(3) 略

(4) 正当な理由によらないで**第19条**第1項の規定に基づく住宅の立入検査を拒んだとき。

(5) 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。

(6) 第15条、第16条の規定に違反したとき。

(7) 略

2 略

(住宅の退居及び検査)

第20条 略

(立入検査)

第21条 略

(指定管理者による管理)

第22条 住宅及び共同施設（以下次条において「当該住宅等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下次条において「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第23条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- (2) 当該住宅等の維持保全に関する業務
- (3) その他当該住宅等の管理に関して市長が必要と認める業務

(罰則)

第24条 略

(委任)

第25条 略

(住宅の退居及び検査)

第18条 略

(立入検査)

第19条 略

(新設)

(新設)

(罰則)

第20条 略

(委任)

第21条 略